

別記様式第1号(第四関係)

いばらきまちこんどうちくかつせいかけいかく  
茨城町近藤地区活性化計画

茨城県東茨城郡茨城町

平成23年4月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	茨城町近藤地区活性化計画書	都道府県名	茨城県	市町村名	茨城町	地区名(※1)	近藤地区	計画期間(※2)	平成23年度から平成25年度
-------	---------------	-------	-----	------	-----	---------	------	----------	----------------

## 目 標 : (※3)

農産物加工施設を拠点に、都市と農村の交流や地元の小学生、他県との交流(視察)を対象に味噌造りや豆腐造り等の体験を実施し、地域の活性化を図っていく。また、施設の隣接地に約12,000㎡の市民農園を開園し、地元や近隣市町、首都圏の方々に利用してもらい、交流の場としても活用し、活性化を図る。首都圏との交流には、竹の子掘り体験をはじめ、町名産品のメロンやイチゴ狩りといった体験やさつまいも掘り、ジャガイモ掘り体験を組み入れ、現在の交流人口100人を3年後には3,000人を見込む予定である。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

茨城町は、茨城県のほぼ中央部に位置し、東京から約100km圏内にある。町内には北関東自動車道、東関東自動車道が縦横断し、町内には3カ所のインターチェンジを有している。町域は東西に17km、南北14km、総面積121.64Km<sup>2</sup>を有し、町域面積の1/2にあたる約6,245haが農地である。町の基幹産業は農業であり約1,940haある水田での稲作を基幹産物としている。また町の東側には涸沼という汽水湖があり、シジミ採りや釣りなどが盛んに行われている。町の転作作物としては、15集落の営農組合が約200haの小麦の生産と後作の大豆の生産が約150ha作付されている。そのような中、当地区は平成8年から転作組合として麦を作付。平成15年からは麦の後作に大豆を作付し、平成18年には、「第35回全国豆類経営改善共励会」において、農林水産大臣賞を受賞した。その後、地元で採れた大豆で「とうみ味噌」を加工・販売を委託し、県内や首都圏に販売を行っている。平成19年に県内でもいち早く、農業生産法人として「近藤農事実践㈱」を設立し、味噌や豆腐をはじめ茨城町の農産物の販売も手掛けている。

### 現状と課題

茨城町は、農家戸数(販売農家と自給的農家を併せた数)は、平成7年は3,486戸であったが、平成17年で2,906戸で、この10年間で580戸減少している。近藤地区では、将来の農業従事者の減少を予想し、平成8年より地区内の水田を全面積転作作物の小麦の作付をしている。また、後作の大豆を利用し、町内の味噌工場と連携し「とうみ味噌」の開発をはじめ、枝豆や黒豆納豆、東京品川との交流から東京伝統野菜の長カブの種を譲り受けて『うまっカブ』の生産や漬物の販売を手掛けている。今後は市民農園の開設や農業体験等を考えているが、それを実現するためには農産物加工ができる施設の建設が必要不可欠となってくる。また、福島、山形、栃木、千葉県等から年間5件から10件程の視察依頼があるが、拠点となる施設がなく、地元から離れた役場やJAの会議室を借り、対応を行っている状況である。

### 今後の展開方向等(※4)

近藤区の住民と都市住民が農業体験などの交流活動を積極的に行い、都市の人々の活力により集落の活性化を図る。そのため、今後も住民だけでは守りきれない自然を町や他集落営農組合と協力しながら、体制の確立を目指して、交流活動の拠点となる施設を整備し、携わる集落住民の活性化、今後引き継いでいく人材育成に取り組む。また、今後は町内をはじめ、茨城町西インターから約3kmの利便性を利用し、都市の方々が利用できる市民農園の開設や竹林を整備して竹の子掘り体験等を行い、都市農村交流の拡大を図る。施設を利用し、市民農園の憩いの場、また、視察団や首都圏等の方々に農産物加工講習や研修の場として、利用していく。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
茨城町	近藤地区	都市農山漁村総合交流促進施設	近藤農事実践(株)	有	ハ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

### 3 活性化計画の区域(※1)

近藤地区(茨城県茨城町)	区域面積(※2)	573ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積573haのうち農用地面積は237haで41.3%を占めており、農業が主産業である地域である。		
②法第3条第2号関係: 農家人口(H12(836人)→H17(284人)で66%減)の維持を図ることは、地域の活性化のためにも、必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係: 当該地域の総面積640haのうち、都市計画区域の指定されている67haを除いて区域設定しており、市街化区域を形成されている区域は存在しない。		

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

味噌造り、豆腐造りの体験者の人数をはじめ、竹の子掘り体験やメロン、イチゴ狩り体験、市民農園等の利用者を把握し、年間3,000人の体験者、利用者を見込んで検証を行う。